

感染症・食中毒 対策指針

文書番号	TS-POL-32-01
版数	第 1 版
制定日	2026 年 4 月 1 日
施行日	2026 年 4 月 1 日
所管	感染対策委員会

関連文書（参照）

- TS-RULE-32-01 感染対策委員会運営規程
- TS-FORM-32-03-01 感染疑い・発生報告書
- TS-FORM-32-03-05 清掃・消毒・換気チェックリスト
- TS-FORM-32-03-06 嘔吐物処理記録
- TS-FORM-32-03-07 備蓄管理表
- TS-FORM-32-05-01 研修実施記録
- TS-FORM-32-10-01 委員会議事録
- TS-APP-32-03-01 書式運用フロー
- TS-APP-32-03-02 連絡網
- TS-APP-32-03-03 登所・出勤判断基準
- TS-APP-32-03-04 隔離導線
- TS-APP-32-03-05 休業基準
- TS-APP-32-03-06 嘔吐物処理 1 枚手順
- TS-APP-32-03-07 連絡・相談判断基準
- TS-APP-32-03-08 保護者向けテンプレート 4 本

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本指針は、当事業所における感染症及び食中毒の予防ならびにまん延防止を図り、利用児、保護者、職員その他の関係者の安全と健康を確保することを目的とする。

第 2 条（基本方針）

1. 当事業所は、標準予防策を基本として日常の感染対策を徹底する。
2. 感染（疑い）発生時は、早期発見・早期隔離・環境整備・情報共有により拡大を防止する。
3. 判断と対応を属人化せず、基準・手順・記録に基づき運用する。
4. 個人情報が必要最小限とし、差別・偏見を助長しない情報提供を行う。

第 3 条（適用範囲）

本指針は当事業所の全職員（常勤・非常勤・派遣・委託・実習生等を含む）に適用し、利用児・保護者にも本指針に基づく協力を求める。

第 4 条（定義）

- 感染症：病原体により発症し、接触・飛沫・空気等により伝播し得る疾病。
- 食中毒：細菌・ウイルス・化学物質等により、食品等を介して健康被害が生じる事象。
- 感染疑い：検査確定前であっても、症状・発生状況から感染性疾患が疑われる状態。
- 標準予防策：すべての人の血液・体液等に感染性がある前提で行う基本的対策。

第 2 章 体制

第 5 条（責任者）

当事業所は、感染対策の統括責任者として管理者を定め、必要に応じ統括責任者（代表）と連携して運用する。

第 6 条（感染対策委員会）

1. 当事業所は、感染症及び食中毒対策を推進するため、感染対策委員会を設置する。
2. 委員会の運営は「感染対策委員会 運営規程（TS-RULE-32-01）」による。

第 7 条（職員の責務）

1. 職員は本指針及びマニュアルを遵守し、手指衛生・PPE・清掃消毒等を確実に実施する。
2. 職員は体調不良を隠さず、速やかに管理者へ報告し、必要に応じ出勤を控える。
3. 職員は感染疑いを発見した場合、直ちに隔離導線を起動し、管理者へ第一報を行う。

第 3 章 日常の予防対策

第 8 条（手指衛生）

職員は、業務の各場面において手洗い又は手指消毒を行い、特に排泄介助・食事介助・清掃消毒の前後等、感染リスクが高い場面では必ず実施する。

第 9 条（PPE）

職員は、業務内容に応じてマスク、手袋、エプロン、ガウン、フェイスシールド等を適切に使用し、使い回しを行わない。

第 10 条（環境整備：清掃・消毒・換気）

1. 当事業所は、日常の清掃・消毒・換気を計画的に実施する。
2. 実施記録は所定様式（TS-FORM-32-03-05）により残す。

第 11 条（備蓄）

当事業所は、感染対策に必要な物品（消毒剤、手袋、マスク、エプロン、ペーパー、廃棄袋等）を備蓄し、所定様式（TS-FORM-32-03-07）により点検・補充する。

第 12 条（玩具・教材・共有物）

当事業所は、玩具・教材・共有物の洗浄消毒、ローテーション、使用制限等を定め、流行状況に応じて運用を強化する。

第 4 章 発生時対応

第 13 条（早期発見）

当事業所は、登所時及び利用中に利用児の体調変化を観察し、感染疑いがある場合は速やかに対応する。

第 14 条（隔離）

利用中に体調不良が発生した場合は、TS-APP-32-03-04（隔離導線）に従い、周囲児の退避、隔離、対応者の固定等を実施する。

第 15 条（嘔吐物等の処理）

1. 嘔吐物・下痢便・血液等の体液汚染が発生した場合は、TS-APP-32-03-06（嘔吐物処理 1 枚手順）に従い、速やかに封じ込め・消毒・廃棄を行う。
2. 処理記録は TS-FORM-32-03-06 により残す。

第 16 条（保護者連絡）

当事業所は、症状や状況に応じて保護者へ連絡し、必要に応じ迎え依頼、登所見合わせ、注意喚起、縮小運営・休業、通常運用再開の連絡を行う。文面は所定テンプレートを基本とし、送付事実は TS-FORM-32-03-01 に記録する。

第 17 条（受入制限・休業）

当事業所は、感染拡大防止及び安全確保のため、TS-APP-32-03-05（休業基準）に基づき、受入制限（部分休業を含む）又は全体休業を決定する。判断根拠と決定事項は TS-FORM-32-03-01 に記録する。

第 18 条（外部連絡・相談）

当事業所は、必要に応じて医療機関、保健所、行政等へ相談・報告し、助言を得る。判断基準は TS-APP-32-03-07 による。連絡内容は TS-FORM-32-03-01 に記録する。

第 19 条（記録）

1. 感染疑い・発生時は TS-FORM-32-03-01 を作成し、時系列ログ、判断根拠、連絡、終息、是正案を残す。
2. 発生に付随する清掃消毒は TS-FORM-32-03-05、嘔吐物処理は TS-FORM-32-03-06、備蓄は TS-FORM-32-03-07、研修は TS-FORM-32-05-01、委員会は TS-FORM-32-10-01 で記録する。

第 5 章 教育・訓練

第 20 条（研修）

当事業所は、全職員を対象に、年 2 回以上の感染対策・食中毒対策研修を実施し、新規採用時は入職時研修として実施する。研修記録は TS-FORM-32-05-01 による。

第 21 条（訓練）

当事業所は、全職員を対象に、感染症発生時の役割分担、隔離導線、PPE 着脱、嘔吐物処理等の訓練を年 2 回以上実施する。机上訓練と実地訓練を適切に組み合わせ、課題を委員会では正する。

第 6 章 文書管理と見直し

第 22 条（文書管理）

本指針及び関連文書の版管理、周知、保管は委員会事務局が行い、改定履歴を残す。

第 23 条（見直し）

本指針は、原則として年 1 回以上、または法令・通知の改正、重大事案発生等により必要が生じた場合に見直す。

附則

本指針は 2026 年 4 月 1 日より施行する。

根拠資料（2026 年 8 月 11 日確認）

厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963468.pdf>

こども家庭庁掲載「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版・2021 年 8 月一部改訂）」 https://sukoyaka21.cfa.go.jp/media/tools/s04_nyu_gail028.pdf